

学位論文（課程博士）提出の手引き

国立大学法人 滋賀医科大学

学務課 大学院教育支援係

(077-548-2095・2096)

博士論文（課程博士）提出の手引き

学位の授与を受けるためには、博士論文の提出から印刷公表まで、滋賀医科大学学位規程等の他に詳細な手続上の取り決めがあるので、あらかじめこの手引を熟読し手続きに遺漏のないように留意すること。

1 博士論文審査出願手続の前に

(1) 博士論文審査出願者の資格

博士論文審査を願い出ることができる者は、滋賀医科大学大学院医学系研究科の最終学年に在学し、所定の単位を修得した者でかつ必要な研究指導を受けた者とする。

(2) 博士論文

- ① 博士論文は、原則として単著とし1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- ② 博士論文が共著の場合は、次の各項の要件を満たす場合に限り提出できる。
 - ア 博士論文提出者は、筆頭著者であること。
 - イ 博士論文提出者は、他の共著者から当該論文を博士論文として使用しても差し支えない旨の承諾を得ていること。
 - ウ 博士論文提出者は、他の共著者が当該論文を博士論文として使用しない旨の承諾を得ていること。
 - エ 博士論文提出者は、その研究において中心的な役割を果たしたことを明確にするため、博士論文作成の過程において自らが担当した部分及び共著者各人が担当した部分についてとりまとめた和文による報告書を作成すること。なお、共著者数が本人を含めて4名を超える場合は、その理由についても明記すること。（別紙記載例参照）

(3) 博士論文の公表

- ① 博士論文は、原則として権威ある内外の学術誌に公表された論文とする。なお、権威ある内外の学術誌とは、ジャーナルサイテーションレポート（JCR）に収録されている雑誌で、投稿時のインパクトファクターが1.0以上である学術誌とする。ただし、創刊間もない学術誌等、特別な事由のある場合は、別途審査を行うものとする。（平成31年度以降入学者対象。平成30年度以前の入学者には適用しない。）
- ② 公表が予定されているものは、権威ある内外の学術誌の編集委員会等の掲載予定証明書（アクセプト）があれば公表論文とみなすことができる。
- ③ やむを得ない場合には、未公表の博士論文をもって代えることができる。未公表の博士論文は、学位の授与を受けた日から1年以内に印刷公表しなければならない。
- ④ 未公表の博士論文が印刷公表された際は、直ちに別刷2部を学務課に提出すること。

2 博士論文審査出願手続等

(1) 博士論文審査出願手続

① 博士論文審査の出願期間

第1回 6月1日～20日 17時まで (但し、土日・祝祭日を除くため、締切日注意)

第2回 12月1日～20日 17時まで (但し、土日・祝祭日を除くため、締切日注意)

② 博士論文等の提出先

博士論文等は、指導教員の承認(所定用紙)を得たうえで、学務課に提出すること。

③ 提出書類

ア 表紙(3(1)指定のもの)	7部
イ 博士論文審査願(所定様式)	1部
ウ 指導教員承認書(所定用紙)	1部
エ 博士論文が共著論文である場合は、他の共著者の承諾書(所定様式)	1部
オ 履歴書(所定様式)	1部
カ 博士論文の公表が予定されている場合は、掲載予定証明書	1部
キ 博士論文の利益相反申告書(所定様式)	1部
ク 論文目録(所定様式)	7部
ケ 論文内容要旨(所定様式)	7部
コ 自己担当部分についての報告書(博士論文が共著論文の場合)	7部
サ 博士論文(3(1)指定の表紙(アと同じもの)を付すこと)	7部
シ 参考論文がある場合は当該論文	7部
ス 倫理審査委員会で協議された場合は倫理審査委員会審査結果通知書(写)	1部
セ 動物実験委員会で協議された場合は動物実験承認書(写)	1部
ソ 動物生命科学研究倫理委員会で協議された場合は動物生命科学研究審査結果通知書(写)	1部
タ 遺伝子組換え実験安全委員会で協議された場合は遺伝子組換え実験計画の承認について(写)	1部
チ その他必要がある場合はス～タに準ずる説明書	1部
ツ 提出チェックシート	1部

※上記書類提出後、学務課大学院教育支援係(hqgs@belle.shiga-med.ac.jp)宛てに、ア～チ全ての提出書類のデータを送信すること(PDFファイルを添付のこと。PDFは結合せず書類1種類に対して1ファイルとする。ファイル名はア～チの記号のみでよい。)

(2) 提出時の注意

- ① 全ての提出書類について、ア～チの順に1部ずつ綴り、1冊として提出すること。
- ② 提出書類のうち7部提出するものについては、ア、ク、ケ、コ、サ、シの順に綴じて1冊とし、①の1冊とは別に6冊にして提出すること。
- ③ ①及び②を綴るための7冊のファイルは大学院教育支援係で用意するので、購入は不要。
- ④ 提出書類の記載事項の確認をすることがあるので必ず出願者本人が持参すること。

(3) 博士論文審査及び講演会

博士論文は、大学院委員会に設けられた審査委員会で審査されるが、審査の過程において講演会（研究発表会）を開催することになっているので準備しておくこと。

(4) 最終試験の方法

最終試験は、審査委員会で博士論文を中心として、その関連分野について口頭試問又は筆答試問の形で実施される。

(5) 学位記の授与

審査委員会による博士論文の審査結果及び最終試験結果は大学院委員会に報告され、博士課程修了の認定及び学位授与が議決された後、日程を定めて学長から学位記が授与される。

3 博士論文及び参考論文の提出様式

博士論文及び参考論文は以下の様式により提出すること。

(1) 博士論文

① 表紙（本文が印刷製本されている場合も必要）

ア 題目は、論文の内容を具体的かつ簡潔に示すものとし、論文が日本語の場合は日本語で、外国語の場合は、外国語で記載すること。

なお、外国語の場合は、題目の下に（ ）書で和訳を付記すること。

イ 略語は、題目の中ではごく一般化されたもの以外は原則として使用しないこと。

ウ 副題を付けることは差し支えないができるだけ簡潔なものにすること。

エ 著者名は、称号を付けず姓名を略さずに記載すること（戸籍抄本に記載の姓名と一致させること）。

表紙の様式

a	a 博士論文又は参考論文の別（参考論文が2編以上ある場合は、論文目録の記載順に番号を付けること。）
b	b 題目
c	c 滋賀医科大学大学院医学系研究科医学専攻
d	d 学位申請者名

② 本文（印刷されていない場合）

ア 使用する用紙は、A4判縦（約21 cm×30 cm）とすること。

イ 各用紙に頁数を付すこと。

ウ 印刷は片面とすること。

エ 博士論文は、受理後ただちに審査に入るので提出後に訂正等のないように吟味・推敲のうえ、完成したものを提出すること。

オ 受理した博士論文は返却しないので、申請の際に写しを取ることが望ましい。

(2) 参考論文

参考論文として、博士論文を補足する論文あるいは関連分野の論文を提出することができる。なお、参考論文作成については、博士論文に準ずること。

4 その他の提出書類記入上の留意事項

(1) 論文目録（所定様式…別紙記載例参照）

- ① 論文題目が外国語の場合には（ ）書で和訳を付記すること。
- ② 博士論文及び参考論文の公表が予定されている場合は、その旨を記載すること。
- ③ 参考論文は、参考として添付する他の論文を列記すること。

(2) 履歴書（所定様式…別紙記載例参照）

- ① 氏名は、戸籍抄本どおり記載し、通称・雅号等一切用いないこと。他の提出書類のうち、旧姓が含まれる書類がある場合は、姓の後に続けて（ ）書で旧姓を付記すること。

例) 滋賀（大津） びわ子

なお、最下行の氏名は、必ず自署すること。

- ② 学歴は、大学入学以後の学歴を年代順に記載すること。
- ③ 誤りのないよう（×付属病院、卒業日、退職日等）、十分確認して作成すること。

(3) 論文内容要旨（所定様式）

- ① 要旨は、研究の目的・方法・結果・考察・結論の順に区分して要約すること。
- ② 要旨は、2,000 字程度（1,900～2,100 字）とすること。
- ③ 論文題目が外国語の場合には、（ ）書で和訳を付記すること。

(4) 指導教員承認書（所定用紙）

博士論文を提出する場合は、必ず指導教員の承認書を添付すること。

(5) 承諾書（所定様式）

博士論文が共著による場合は、必ず共著者全員の承諾書を添付すること。

(6) 掲載予定証明書

博士論文の公表が予定されている場合は、必ず掲載予定証明する書類を添付すること。

博士課程修了に係る学位論文審査に関する申し合わせ

(大学院委員会)

平成 3 年 3 月 27 日 決定

(医学系大学院委員会)

平成 21 年 10 月 14 日 改正

平成 26 年 7 月 9 日 改正

平成 28 年 6 月 8 日 改正

滋賀医科大学学位論文審査実施要項第 3 第 3 項第 3 号の未発表の学位論文の取扱いについて、次のとおり申し合わせる。

- 1 やむを得ない事情により、権威ある内外の学術誌の編集委員会等の当該学位論文に係る掲載予定証明書が得られない場合にあっては、投稿受理書をもって出願時期の猶予を願い出ることができる。
- 2 前項により願い出た者は、願い出のあった年度の前期については 9 月 30 日、後期については 3 月 31 日で退学とする。
 - 2 退学後、本学に身分を置かない者については、本学の教育、研究施設の利用に際し、客員助教の申請ができるものとする。
- 3 第 1 項により願い出た者について、大学院教育部門会議は調査・審議を行い、前期に願い出た者については、願い出のあった年度の翌年度の 6 月 20 日、後期に願い出た者については、願い出のあった年度の翌年度の 12 月 20 日までに掲載予定証明書が得られた場合又は印刷公表された場合に限り、医学系大学院委員会の議を経て学位論文を受理する。
- 4 前項により受理した学位論文の審査等の期間は、退学後 1 年を限度とし、これを超えることはできない。
- 5 前項の審査等を経て、学位授与が可とされたときは、前期に学位論文を出願した者については、医学系大学院委員会における可否決定の日とし、後期に学位論文を出願した者については、学位授与の日をもって学位記授与の日とする。

附則

この申し合わせは、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。ただし、この申し合わせ実施日前に最終学年に在学した者には適用しない。

附則

この申し合わせは、平成 21 年 10 月 1 日から実施する。

附則

この申し合わせは、平成 26 年 7 月 9 日から実施する。

附則

この申し合わせは、平成 28 年 6 月 8 日から実施する。

学位論文（博士）審査のチェックポイント

- 1 研究の背景を説明できているか
- 2 研究の目的を明確に説明できているか
- 3 研究方法の特徴と限界を理解できているか
- 4 研究結果を十分に理解し説明できているか
- 5 研究結果から導き出される結論に対して多角度から問題点を整理できているか
- 6 研究の周辺領域を理解できているか
- 7 研究の意義を述べることができているか
- 8 研究方法についての知識は十分であったか
- 9 専攻分野についての知識は十分であったか
- 10 今後の研究の発展性は期待できるか